

【連絡方法】支部長→支部役員→支部会員

伊調支発第令 2-4 号

令和 2 年 8 月 11 日

群馬土地家屋調査士会伊勢崎支部
会 員 各位

群馬土地家屋調査士会伊勢崎支部
支部長 久保田 長治

不動産登記の遅延について

時下、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に際し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

8月 11 日(火)に伊勢崎支局長から登記の遅延につき説明があり、報告致します。

当支局では、一般登記事件と茂呂第二土地区画整理事業の換地処分に伴う登記を並行して行わなければならぬ状況にあります。換地処分に伴う登記に関しては、年内に完了しなければなりません。また、伊勢崎管内の登記事務処理事件も例年に比べて、4月から6月までは 16 パーセント増の状況でした。このため、登記がおくれてしまい皆様に大変ご迷惑お掛け致しましたことをお詫びを申し上げます。

遅延解消するために、短期でありますが、本局に応援を要請しています。また、業務内容を考慮して臨時職員の採用も検討しています。一日でも早く事務処理を行えるよう努力致しますので、宜しくお願ひ申し上げます。

また、オンライン申請につきまして、これまでにも、ご利用をお願いしてまいりましたが、申請情報をそのまま利用して登記情報として入力処理しますので、時間短縮につながり、登記過誤の心配がなく、登記処理も迅速となりますので、ぜひオンライン申請システムの利用をお願い申し上げます。

※ 急ぎの事件については、完了をいつまでにお願いしたい旨を伝えてください。

以上が伊勢崎支局長の説明でしたが、支部長の立場として短期応援ではなく、登記の遅延が解消するまでは、本局に応援要請をお願いして頂きたい旨を伝えました。